

支配株主等に関する事項について

2026 年 3 月 2 日

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 殿

会社名 ARCHION 株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO カール・デッペン

当社のその他の関係会社である Daimler Truck AG 及びトヨタ自動車株式会社並びに当社のその他の関係会社の親会社である Daimler Truck Holding AG について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2026 年 4 月 1 日現在)

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
Daimler Truck AG	その他の関係会社	44.25	—	44.25	—
トヨタ自動車株式会社	その他の関係会社	37.45	—	37.45	株式会社 東京証券取引所 プライム市場 株式会社 名古屋証券取引所 プレミアム市場 ニューヨーク証券取引所（米国） ロンドン証券取引所（英国）
Daimler Truck Holding AG	その他の関係会社の親会社	—	44.25	44.25	フランクフルト証券取引所（ドイツ）

2. 親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名称 : Daimler Truck Holding AG

理由 : Daimler Truck Holding AG は Daimler Truck AG の親会社であり、当社の議決権の 44.25% を間接保有しているため、当社に与える影響が最も大きいと認められます。

3. 非上場の親会社等に関する決算情報の開示の免除の理由

当社に与える影響が最も大きいと認められる Daimler Truck Holding AG は、その発行する株式がフランクフルト証券取引所に上場しているため、有価証券上場規程の定めにより開示を免除されております。

4. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の親会社等との関係

Daimler Truck Holding AG、Daimler Truck AG（以下「ダイムラートラック」という。）及びトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という。）の企業グループに属することにより、事業上の承認事項等の制約はなく、当社の事業活動や経営判断を妨げるものではありません。少数株主との利益相反の恐れがある重要な取引に関しては取締役会の承認を必須とし、その結果は監査等委員会が監査を実施することで、少数株主を含む株主全体の利益を保護する体制を整えています。

ダイムラートラックは、当社の議決権の10%以上を保有する限りにおいて、当社の監査等委員である取締役を1名指名する権利を有しています。さらに、トヨタは、当社の議決権の10%以上を保有する限りにおいて、当社又はダイムラートラックはいつでもトヨタに対し監査等委員である取締役の推薦又は紹介を求めることができ、当社は裁量によりかかる取締役の選任を株主総会へ諮ることができます。

また、ダイムラートラック及びトヨタとの連携により先進技術へのアクセスを拡大し、既存技術の向上をはじめ、CASE（注）領域への対応を進め、持続的な収益成長の実現を目指します。今後とも協力関係を継続しながら当社独自の経営を行ってまいります。

（注）CASE とは、コネクテッド、自動運転、シェアリング・サービス、電動化・ゼロエミッションを指します。

5. 支配株主等との取引に関する事項

2026年3月期（自2025年6月2日至2026年3月31日）における支配株主等との取引について、売上高等から支配的な顧客には当たらず、少数株主の利益に反する水準・規模ではないことを確認しております。

当社及びトヨタは、当社を株式交換完全親会社、日野自動車株式会社（以下「日野自動車」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換、及び、当社を株式交付親会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」という。）を株式交付子会社とする株式交付による日野自動車及び三菱ふそう間の経営統合後における当社グループの円滑な事業運営が行われることを確保し、また、当社の財務柔軟性をさらに高めることを目的として、2026年5月14日付で、当社が必要な時期にトヨタに対して一定の条件の下で、A種種類株式に転換可能な新株予約権付社債の発行により未償還残高の合計が2,000億円を上限として資金調達が可能である旨を定めた新株予約権付社債契約を締結しました。また、当社及びダイムラートラックは、上記目的と同様の目的のもと、同日付で、当社が必要な時期にダイムラートラックに対して一定の条件の下で、普通社債の発行により未償還残高の合計が200億円を上限として資金調達が可能である旨を定めた普通社債契約を締結しました。

以 上